

糧 食 品 規 格 書

令和6年 4月 1日

陸上自衛隊 小郡駐屯地

規格書の使用及び糧食品納入についての注意事項

1 全般

本規格書は、陸上自衛隊小郡駐屯地において調達する糧食品について適用する。規格書に示されていない糧食品の規格及び細部要求すべき事項がある場合には、調達要求書(以下要求書という)で示す。

2 用語の定義

- (1) 本規格書で示す「市販品同等」とはデパート、スーパー及び一般店頭等で通常市販されているもののうち、品質、規格が同等のものをいう。
- (2) 本規格書で示す「〇〇同等品」とあるはそのもの又は、同一規格(同一メーカー製造)のものをいう。
- (3) 規格書、公告、入札書、見積依頼書、発注書等で“〇〇g”とあるものは、上下5%以内であり粒形状を揃えたもの。
- (4) 規格書、公告、入札書、見積依頼書、発注書等で“〇〇g程度”とあるものは上下10%以内のもとし、努めて粒形状を揃えたもの。
- (5) 本規格書で示す保存食には(原材料等)と(調理済み食品)とがある。
- (6) 保存食(原材料等)とは、裁断、加熱等の処理を行う前の食材・調味料等で、納入された状態のものをいい、果実類を含む。
- (7) 保存食の内、納入状態のまま無処置で食する(食事として給する)もの(個人用レトルト、缶詰食品等調理室で調理しない食材及び袋入りパン、乳飲料類等)は、業者で保存食を保管している場合は、保存食の提出は必要ない。

3 保存食、抜取り検査用の提出要領

種類	数量等	提出先	要領
個数納品 するもの	1個 保存食用 (原材料等)	医務室	清潔なビニール袋 に個別包装する
	1個 保存食用 (調理済み食品)	糧食班	
	1個 抜取検査用		
個数納品 しないもの	50g程度	医務室	清潔なビニール袋 に個別包装する
	100g程度	糧食班	

数量が少量である場合や個別包装ができない場合は、量、提出要領について医務室及び糧食班と調整するものとする。

4 食品衛生検査

- (1) 納入する糧食品は食品衛生管理官による衛生検査を実施する。
- (2) 食品衛生法及び関係法（省）令の適用を受けるものの表示については特に厳守的確な表示がなされていること。

5 受領検査

- (1) 納品時の受領検査は本規格書並びに発注書、入札書により規格・数量・品質の検査を実施する。
- (2) 上記検査に合格しなかった場合及び耐久品（缶詰類等）で開封後に品質の低下が確認された場合は業者の責任において速やかに交換するものとする。
- (3) 品質に疑義が生じた場合は、納入業者はその旨を通報した後、公的機関に検査を依頼する。この際、経費は全額業者負担とする。

6 納入要領

- (1) 納入時間は通常 0830～1200 の間とし、納入時間を別に示す場合は発注書による。
- (2) 納入品は食品衛生管理官（駐屯地医務室）の衛生検査を受け合格したのものとする。
- (3) 納入場所は特に示す場合を除き駐屯地検収場とする。
- (4) 納入にあたっては、納入業者は必ず立会すること。ただし、これが不可能な場合は事前に調整し官側の許可を得ること。
- (5) 納入時は受領検査官の指示により専用容器等へ移しかえること。又ダンボール等の梱包材は持ち帰ること。

7 その他の注意事項

- (1) 納入する糧食品は賞味期限、規格、等級等が正確に表示されたもの又は証明できるものであること。
- (2) 生鮮品の納入にあたっては、発注書の使用日を確認し十分な消費期限・鮮度を有すること。
- (3) 耐久品の納入にあたっては製造後速やかに納入するか、賞味期限を十分に残した状態で納入すること。賞味期限の表示を省略できる食品については、製造後 1 年以内のものとする。この際要求書で製造年月日の明記を指示する場合が

ある。

- (4) 納入容器については、食品衛生上問題ないものを使用し清潔に努めること。
- (5) 納入の際は、適切な温度管理により運搬時等の品質低下防止に努めること。
適切な温度管理とは大量調理施設衛生管理マニュアルを基準とする。
(厚生労働省 平成9年3月24日付衛食第85号別添)
- (6) 調理加工品については、栄養成分表並びに構成成分表を提出すること。
- (7) 入札書に○印をつけたものは、入札公告に示す日に見本を提出すること。
- (8) 「○○同等品」とは品質・規格が○○製の商品と同等品以上のものをいう。同等品として入札しようとする場合は、入札する食品に同等品申請書と成分分析表を添えて、入札公告に示す日に提出すること。合格した場合にのみ、入札が可能となる。同等品として認めた食品について入札に必要な事項は通知する。
- (9) 本規格書の規格等について不明な場合は官側に問い合わせるものとする。
- (10) 本表に示さない規格については、入札時にその都度示す。
- (11) 納入業者は信義・誠意を旨とし、商慣習に従い良心的に納入を行うものとする。